

# 公 示

自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員の行政処分について・・・ 2

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について・・・ 3

# 公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社井田自動車整備工場  
代表取締役 井田 武  
埼玉県深谷市大字内ヶ島780番地1

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社井田自動車整備工場  
埼玉県深谷市大字内ヶ島780番地1  
認証番号 第4-2117号  
指定番号 東指第4-391号

### 3. 処分の内容

#### (1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和7年8月6日 から  
令和7年8月15日 まで 10日間

#### (2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和7年8月6日 から  
令和8年1月2日 まで 150日間

#### (3) 自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和7年8月6日  
教習修了番号 第52960号  
第57946号

### 4. 処分の理由

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び第99条の2の規定違反

令和7年8月4日

関東運輸局長 藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名  
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所  
株式会社白石自動車販売  
代表取締役 白石 富士雄  
埼玉県越谷市北越谷1丁目13番4号
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号  
株式会社白石自動車販売  
埼玉県越谷市北越谷1丁目13番4号  
認証番号 第4-3033号  
指定番号 関東指第4-897号
4. 期 日  
令和7年8月15日（金）10時00分
5. 場 所  
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由  
道路運送車両法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び第99条の2の規定違反

令和7年7月28日

関東運輸局長  
藤田 礼子